令和8年11月16日（月）

従業員各位

株式会社サンプル商事
総務部 サンプル花子

# 年末調整の書類提出のお願い（令和8年分）

令和8年分の年末調整を行います。次の書類を令和8年11月27日（金）までに、総務部（2階）の提出箱へ提出してください。

**提出するもの**

- 令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書：全員（年の初めに出したもの。家族の状況が変わった人は訂正）
- 令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書：全員（基礎控除の欄はみんなが書きます）
- 令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書：生命保険料・地震保険料、自分で払った国民年金保険料など、自分で払ったiDeCoなどの掛金がある人
- 令和8年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書：住宅ローン控除の2年目以降の人
- 前の勤務先の源泉徴収票：令和8年中に前の勤務先から給与を受けた人
- 令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書：全員（来年の給与のため）

**一緒に出す証明書**

- 生命保険料控除：生命保険料控除証明書。旧生命保険料で、1契約の年間の保険料が9,000円以下のものは不要です。それ以外は金額にかかわらず必要です。
- 地震保険料控除：地震保険料控除証明書。金額にかかわらず必要です。
- 社会保険料控除（自分で払った国民年金保険料・国民年金基金の掛金）：保険料を払ったことの証明書（控除証明書など）。国民年金保険料などを自分で払った人は、金額にかかわらず必要です。
- 小規模企業共済等掛金控除（自分で払ったiDeCoなどの掛金）：掛金を払ったことの証明書。給与から差し引かれている掛金には要りません。
- 住宅借入金等特別控除（2年目以降）：税務署の「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（証明書方式の人は、金融機関の「年末残高等証明書」も）。金融機関が税務署に残高を知らせる調書方式なら、税務署の控除証明書だけで足ります。
- 前の勤務先の給与：前の勤務先の源泉徴収票。令和8年中に退職した前の勤務先から受け取ったものです。

**出し方**

- 国税庁の年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）で申告書を作り、会社が指定する方法でデータを提出してください。保険会社などから控除証明書のデータを受け取った人は、その

データを申告書と一緒に提出できます。紙の証明書は担当者に提出してください。

**書き方**

- 申告書の書き方と記入例は、国税庁の「各種申告書・記載例」のページにあります（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/index.htm）。

**ご注意**

- 今年は基礎控除と、扶養する家族の所得の基準が変わっています。家族の所得は、令和8年中の見込み額で書いてください。
- 保険料などの証明書が手元に届いていないときは、令和9年1月末日までに出すことを条件に年末調整を進められます。届いたらすぐに担当者へ出してください。

わからないことは、総務部 サンプル花子（内線123）までお問い合わせください。

以上